

国立大学法人静岡大学

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

静岡大学では、仕事と生活のバランスを重視して働きやすく、充実感を感じられる職場環境を整えることによって、教職員が仕事と子育てを両立させることができ、また、すべての教職員がその能力を十分に発揮できるよう、次のように行動計画を策定する。

I 行動期間：平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間

II 内 容：以下のとおり

(1) 子育てを行う労働者等の職業生活と家庭生活との両立を支援するための雇用環境の整備

目標1 子どもが生まれる際の男性教職員の休暇取得を促進する。

<対策>

★平成27年4月から順次実施

① さまざまな媒体を活用して制度の周知を行い、男性教職員の休暇取得を促進する。

目標2 男性教職員の育児休業の取得を促進する。

<対策>

★平成27年4月から順次実施

① 男性教職員も育児休業を取得できることや配偶者と交互に育児休業の取得が可能であることなど、制度の周知を行い、男性教職員の育児休業の取得を促進する。

目標3 子育て中の教職員が、育児のためのサービスの利用に要した費用の負担軽減を図る。

<対策>

★平成27年4月

① 病児・病後児保育を利用した教員の経済的負担を軽減するため、病児・病後児保育のために要した保育費用に対する援助策を試行する。

★平成28年4月から順次実施

① 試行結果をもとに、本格導入に向けた検討を行い、検討結果に沿って、病児・病後児保育に関する支援策の導入を図る。

目標4 出産・育児・介護支援に係る休暇などの諸制度について分かり易く教職員へ周知し、制度の利用促進を図る。

<対策>

★平成27年4月から順次実施

① 育児、介護休暇制度等の変更等に併せて、リーフレットのリニューアルなどを通じて制度の周知徹底を行い、教職員の利用を促す。

(2) 働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

目標5 年次有給休暇の取得を促進する。

<対策>

★平成27年4月から順次実施

① 管理職が率先して年次有給休暇を取得し、他の教職員が積極的に年次有給休暇を取得するように促す。

目標6 ワークライフバランスの推進と職場優先・固定的性別役割分担の意識を是正するため、情報提供と意識啓発を行う。

<対策>

★平成27年4月から順次実施

- ① 意識改革を促進するため、啓発活動（セミナー等の開催、ニュースレターの発行、ホームページでの情報発信等）を行う。

目標7 新規採用教員の教育研究と生活の調和を図りつつ自らのキャリア形成を支援する。

<対策>

★平成27年4月

- ① 新規採用される男性教員のうちメンターの配置を希望する者へもメンターを配置し、教育研究と生活の調和の面で新規採用男性教員に対する支援の充実を図る。